

CAONA利用規約

1. (この利用規約について)

- (1) 本規約は、会員全員に適用されます。
- (2) 会員は、本規約への同意がない場合には、本サイト及び本サービスをご利用いただくことはできません。
- (3) 本サービスの会員は、個人・法人を問わず、入会の申込時点又は本サービス利用時点で、本規約に同意したものとみなします。
- (4) 本規約の内容は、必要に応じて変更することがあり、変更内容はメール、本サイトへの掲載、その他の方法で通知します。変更された場合は、変更後に利用する段階で変更内容に承諾したものとみなし、最新の規約が適用されますので、ご利用の際は最新の利用規約をご覧ください。
- (5) 本サービスには、本規約の他に、本サイトに本サービスの利用方法やご注意いただくべき事項が表示されています。これらも実質的には本規約の一部をなすものとします。
- (6) 本サービスご利用前には本規約を必ずお読みください。

2. (定義)

本規約における用語の定義は、特別の定めがある場合を除き次の通りとします。

- (1) 本規約 CAONA利用規約
- (2) 当社 CAONA株式会社
- (3) 本サイト URL <https://www.caona.jp/>
- (4) 本サービス 名称「CAONA」、当社が運営する本サイトにおいて提供するサービス
- (5) 本件自動車 共同使用の対象となる自動車
- (6) 会員 本サービスに入会した方
- (7) 提供会員 本件自動車を登録及び提供する会員
- (8) 共同オーナー 提供会員以外の会員
- (9) 知的財産権等 特許権、商標権等の産業財産権、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む)等の知的財産権、その他の権利
- (10) 機密情報 個人情報、顧客情報、企業情報、その他すべての情報
- (11) 反社会的勢力 暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者

3. (本サービス内容)

- (1) 本サービスは、会員同士が、自動車について取得及び維持に必要な実費等を共同で負担し、その使用及び管理に関する実質的な権限と責任を分担し、自動車を共同使用するためのプラットフォームサービスです。
- (2) 本サービスの具体的内容は、本規約及び本サイトにより定めるものとします。

4. (入会)

- (1) 本サービス利用開始にあたって入会することが必要です。
- (2) 入会申請は、当社が定める方法により、ID、パスワード、氏名、名称、メールアドレス等を知ることにより行います。虚偽の申請は認められません。
- (3) 当社が別途定めた審査基準による入会審査を経て、当社から入会完了の通知を発信した時点で、入会が完了したことになります。

- (4) 会員は、入会した内容に変更があった場合、当社が定める方法により会員情報の変更を行わなければなりません。変更しないことにより、会員に不利益が生じても当社は責任を負いません。
- (5) 当社は、入会申請者が次のいずれかに該当すると判断した場合は、入会を承認しないことがあります。
- ① 当社の定める入会審査基準を満たさない場合 (2) 日本国外に在住の場合
 - ② 運転免許証を有しない場合
 - ③ 21歳未満、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、補佐人又は補助人の同意等を得ていない場合
 - ④ 入会申請の内容に虚偽があった場合
 - ⑤ その他当社が入会を承認することが適切でないと判断した場合
- (6) 当社は、前項の行為を行った場合に、その理由を入会申請者又は会員に開示する義務を負いません。

5. (パスワード等の管理)

- (1) 会員は、ID及びパスワードを、第三者に漏洩しないよう、自己の責任において厳重に管理して下さい。
- (2) ID及びパスワードを利用して行われた行為の責任は、そのIDを保有している会員の責任とみなし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 万一、許可無く自分のIDが利用された場合、又はIDならびにパスワードが第三者に漏洩してしまった場合は、ただちに当社までご連絡下さい。

6. (自動車の登録及び提供)

- (1) 会員のうち提供会員は、別に定める手続きに従い、本件自動車を登録及び提供しなければなりません。
- (2) 提供会員は当社に対し、本件自動車が次の各号に該当しないことを保証するものとします。
 - ① 自家用自動車(道路運送法第78条柱書)以外のもの
 - ② 自動車登録番号標(道路運送車両法第11条)に、自動車登録規則第13条第1項第2号にいうアラビア数字として「3、30から39まで及び300から399まで」又は「5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで及び700から799まで」以外のものが表示されたもの
 - ③ 自動車登録規則第13条第1項第3号にいう平仮名又はローマ字として「わ」又は「れ」文字が表示されたもの
 - ④ 自己の所有する自動車以外のもの
 - ⑤ 当社が別に定める台数を超えるもの
 - ⑥ 不正な改造をしたもの
 - ⑦ 安全な運行のできないおそれのあるもの
 - ⑧ 破損、汚損しているもの
 - ⑨ 法令又は契約等で共同使用又は運行を禁じられているもの
 - ⑩ その他当社が不相当と判断するもの

- (3) 前項④にかかわらず、当社は、提供会員以外の第三者が所有する自動車であっても、次の条件をすべて満たしている自動車については、本サービスに登録し、提供することを承認することができるものとします。
- ① 所有者が提供会員の2親等以内の親族である場合、又は、提供会員に対する金銭消費貸借の担保のために所有権を留保している者若しくは担保のために所有権の譲渡を受けた者である場合であること
 - ② 本サービスを利用して共同使用させることについて承諾する旨の所有者が作成した書面を当社の請求に従い提供会員が当社に提出すること
- (4) 前項により、本サービスに登録し又は提供することを承認された場合、提供会員は、前項1の条件を満たさなくなったとき、または、所有者が本サービスを利用して共同使用させることについての承諾を取り消したときは、直ちに当社に報告するとともに、当該自動車を本サービスに登録し又は提供することを中止するものとします。また、当社により承認が取り消された場合、提供会員は、当該自動車を本サービスに登録し又は提供することを中止するものとします。

7. (利用方法、禁止事項等)

- (1) 共同オーナーは、本件自動車を共同使用しようとする場合、当社の定める手続に従い、提供会員に対し、当社の定める手続に従いリクエストを行います。
- (2) 提供会員は、リクエストを受け取った場合、当該リクエストを承認することでリクエストは確定し、提供会員と共同オーナーとの間に本件自動車を共同して使用する契約(有効期間6ヶ月以上)が成立し、本件自動車を共同使用するものとします。なお、当社が定める期間内に提供会員が承認しない場合、当該リクエストは、自動的にリクエスト時に遡り無効となります。
- (3) 提供会員は、本件自動車の共同使用料を定め、その支払請求及び受領を当社に委託するものとします。
- (4) 本件自動車の利用については、次の各号に定める通りとし、具体的詳細は本サイトに定めるものとします。会員は、本サービスを本規約及び本サイトの定めに従い、民法、商法、個人情報保護法、著作権法その他法令を遵守して利用して下さい。なお会費が滞っている会員は利用できません。
 - ① 予約 本件自動車の利用予約は、当社が用意する予約フォームを利用して行ってください。
 - ② 料金(共同使用料) 本件自動車の利用に関して定められた料金(キャンセル料金も含みます。)を定められた方法により事前にお支払いください。ただし、クレジットカード情報を決済システムで保存している方は月会費とまとめることができます。
 - ③ 鍵の引渡し 本件自動車の鍵はアプリにより行います。スマホ用のアプリをダウンロードしてご準備ください。なお、アプリの不具合(スマホとの相性、ブルートゥースの異常や使用環境)について当社は責任を負わないものとします。
 - ④ ガソリン ガソリン代金は1時間あたり10キロまでは料金に含まれるものとします。そのため、給油した費用は当社が定める手続により、それ以後の本件自動車利用の料金と相殺します。
 - ⑤ 洗車 当社が必要と認める場合に洗車のリクエストが会員に通知されます。それに従い洗車した場合は、料金が一定額減額されます。
 - ⑥ 破損等使用前に本件自動車に破損等がある場合は、使用前に破損等を写真に撮って当社までお送りください。使用中に破損等が生じた場合は写真に撮って報告してください。

- ⑦ 保険 本件自動車は保険に加入しています。それに基づき各種ロードサービスを受けることが可能です。
- ⑧ ペナルティ 本件自動車の利用に関する定めに違反した場合は、ペナルティとして本サイトで定められた料金の支払い義務が発生します。
- (5) 提供会員及び共同オーナーは、本件自動車の利用手続きに関する事務手続き(鍵の受け渡し、保険加入、費用の支払い等)を当社に委託するものとします。
- (6) 提供会員及び共同オーナーは、当社及び他の共同オーナーに対して、自らが本件自動車を使用することができる資格(運転免許証等)を有していることを保証するものとします。
- (7) 会員は、本サービスを利用したことに関する一切の責任を負います。当社は会員の利用につき特に定める場合を除き、一切の責任を負いません。
- (8) 会員は、以下の各号の行為は禁止されます。
 - ① 本規約に違反する行為
 - ② 法令に違反する行為又は違反するおそれのある行為
 - ③ 第三者の権利を侵害又は侵害を助長する行為
 - ④ 本サービス又はサーバーに対する妨害と当社が判断する行為
 - ⑤ 公序良俗に反する行為
 - ⑥ 反社会的勢力に関与する会員の利用行為
 - ⑦ その他当社が不適切と判断する行為
- (9) 当社は、会員に前項に定める禁止行為が見受けられた場合、又は当社が当該禁止事項に該当すると判断した場合には、当社の裁量において会員に対しての本サービスの提供を停止・中止、入会の抹消等 することができるものとします。これによる会員の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

8. (料金及び支払い)

- (1) 本サービスの利用にあたり、入会金、月額会費、利用料金、キャンセル料金、早割チケット、その他本サイトに定められた本サービスに関する費用の支払い義務が発生します。
- (2) 前項の支払いについては、原則としてクレジットカード払いまたは銀行振り込みとなります。
- (3) 共同オーナーは、料金を直接提供会員に支払ってはならないものとし、万一、直接支払った場合でも、当社が提供会員に支払った金額を当社に対して支払う義務を負うものとします。
- (4) 会員は、次の各号の事項を承諾するものとします。
 - ① 共同使用契約に基づく料金について、当社が提供会員に対して支払を保証することにより、共同オーナーに対して事前の求償権を取得すること
 - ② 共同オーナーが決済に用いるクレジットカードの会員規約その他の規程の定めにかかわらず、当社が、前号に定める事前の求償権を、共同オーナーに対する代金支払請求権として扱うこと
- (5) 会員は、当社の定める期日までに当社に対する債務を支払わなかった場合、当社に対し、支払期日の翌日より年14.6パーセントの割合による遅延損害金を支払うものとします。

9. (共同オーナーの義務)

共同オーナーは、次の各号の義務を負います。違反した場合は本サイト内にあるペナルティの支払い義務が生じることを承諾したものとします。

- (1) 適切に本件自動車の点検を行い、不備があった場合は直ちに指摘すること。
- (2) 法令を遵守し、事故を起こさないよう安全に本件自動車を使用しなければならないこと
- (3) 本件自動車を改造してはならないこと。

- (4) 駐車違反により、放置違反金(道路交通法第51条の4)の納付を命ぜられた場合には、記載された納付の期限にかかわらず、直ちに、反則金の納付を行うこと。
- (5) 提供会員に対して、直ちに、放置違反金の納付を命ぜられた旨を通知し、反則金の納付完了後、速やかに反則金の納付を完了した旨を通知すること。
- (6) 本件自動車の使用時に、道路交通法に違反した場合又は事故が発生した場合、法令の定める義務を履行するほか、直ちに提供会員に通知すること。
- (7) 本件自動車及びその積載物を破損、汚損、故障、紛失する等してはならないこと。
- (8) 本件自動車又はその積載物の破損、汚損、故障、紛失等により、提供会員に損害を与えた場合には、その損害を賠償すること。

10. (会員の義務)

- (1) 会員は、本サービスを利用に関し一切の責任を負うものとし、本サービスの利用が、第三者の知的財産権等、その他の権利侵害等を行っていないことを当社に保証するものとし、
- (2) 前項の定めに関わらず、会員の本サービス利用に関して問題が発生した場合は、自己の費用と責任に於いてかかる問題を解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとし、
- (3) 会員が、本サービスの利用によって当社に対して損害を与えたときは、当該損害(弁護士費用を含みます。)を賠償するものとし、
- (4) 会員が、本サービスを利用することにより、第三者に対し損害を与えた場合、会員は自己の費用と責任においてこれを賠償するものとし、当社は一切その責任を負わないものとし、この場合において、当社が、第三者から損害賠償請求を受けたときは、会員は、当社に対し、その損害額及び費用(弁護士費用を含みます。)を賠償するものとし、

11. (免責)

- (1) 本件自動車の共同使用についての合意は、提供会員及び共同オーナーの間においてのみ成立し、当社は、契約の成否又は契約に基づく権利若しくは義務、その他本件自動車に関する本サービスの範囲外の一切の事項について、責任を負わないものとし、
当社は、提供会員、共同オーナーに関する一切の事項について何らの責任を負わないものとし、
- (2) 当社は、当社の責めに帰すべき事由により提供会員又は共同オーナーに損害が生じた場合、1万円を上限として賠償するものとし、
- (3) 当社は、本サービスに関して、提供会員と共同オーナー、共同オーナー同士、又は第三者との間で発生したトラブルについて、一切の責任を負わないものとし、

12. (知的財産権等)

本サイト及び本サービスに関する知的財産権等は当社に帰属します。会員は、他の会員、当社、その他第三者の権利侵害をすることのないよう利用方法を守って本サービスを利用してください。

13. (サービスの中断・停止、内容の変更、終了)

- (1) 当社は、本サービスの運営上必要な設備の設置、システムの保守作業、又は天災等の不可抗力のために必要であると判断した場合、会員への事前の通知又は承諾を要せずして、一時的に本サービスを中断・停止できるものとし、

- (2) 当社は、会員に事前通知をした上で当社の判断により本サービスの一部又は全てについて内容の変更又は終了できるものとします。
- (3) 前2項の場合に会員に生じた損害について、当社は責めを負わないものとします。よって、全てのサービスを永続的に終了させた場合は、終了後の本サービスについて料金の支払いを受けている場合に限らず、料金の返還はしないものとする。

14. (入会の抹消)

- (1) 会員は、入会を抹消する場合は、当社所定の方法により届出を行わなければなりません。
- (2) 当社は、入会抹消の理由を問わず、支払われた料金の払い戻しは行いません。
- (3) 当社は、会員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに入会を抹消することができるものとします。
 - ① 入会内容に虚偽があったなど入会申請段階において入会を承認すべきでない事情があったことが判明した場合
 - ② 重大な過失又は背信行為があった場合
 - ③ 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - ④ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ⑤ 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑥ その他前各号に準ずるような本規約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- (4) 当社は、会員が前項各号にあたらぬ本規約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、会員の債務不履行が是正されない場合は、入会を抹消することができるものとします。
- (5) 当社又は会員は、第3項各号のいずれかに該当する場合は、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければなりません。
- (6) 入会抹消後、再度入会を希望する際は、再度入会手続を行う必要があります。会員は再度の入会手続後、従前のデータが引き継がれないことを予め承諾するものとします。

15. (秘密保持)

当社及び会員は、本サービスの利用に関して相手方から開示又は提供された機密情報を善良なる管理者の注意をもって取扱い、事前に書面により相手方の同意を得ることなく、本サービスの目的以外に使用し、又は第三者に開示又は提供してはならないものとします。

16. (会員に関する情報の収集、解析及び取扱い)

- (1) 当社は、個人が特定されない形式で、入会情報、端末情報、その他会員に関する情報を、当社が行う情報配信、統計、その他のサービスに活用し又は第三者に提供するため、利用する場合があります。
- (2) 当社は、本サービスの利用状況を把握するため、Cookieなどの情報収集モジュールを利用して、本サービスの利用情報を収集します。これら情報収集モジュールについては、各提供者の利用規約及びプライバシーポリシー等をご参照ください。
- (3) 当社は、Cookieなどの情報収集モジュール利用により生じた損害については責任を負わないものとします。

17. (反社会的勢力の排除)

(1) 当社及び会員は、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。

- ① 反社会的勢力に該当すること
- ② 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ④ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑥ 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ⑦ 自己又は第三者をして暴力的要求、脅迫的言動、法的責任を超えた不当な要求、風説の流布・偽計・威力等による他人の信用毀損・業務妨害を行うこと

(2) 当社又は会員は、相手方が前項の表明・保証に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、直ちに本サービスに関するすべての契約を解除することができるとともに、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

18. (権利及び地位の譲渡等)

当社及び会員は、本サービスに関する一切の権利、義務及び地位を相手方の承諾なしに、譲渡、転貸、担保差入その他形態を問わず処分することはできないものとします。

19. (協議解決)

当社及び会員は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

20. (管轄裁判所)

当社と会員との間における訴訟は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

21. (準拠法)

本規約の解釈は日本国の法律に準拠するものとします。

規約改定 令和4年1月1日